

7 東彼杵町告示第 19 号

地域計画（案）の公告・縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、地域計画を定めるので、同法第 19 条第 7 項の規定により地域計画（案）を公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人は縦覧期間満了の日までに、当該地域計画（案）について、東彼杵町に意見を提出することができます。

令和 7 年 3 月 6 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

記

1. 縦覧に供する書類 地域計画（案）
目標地図（案）
2. 縦 覧 期 間 令和 7 年 3 月 6 日から令和 7 年 3 月 19 日
3. 縦 覧 場 所 東彼杵町蔵本郷 1850 番地 6
東彼杵町役場内 産業振興課農林水産係窓口

別紙

令和 年 月 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎 様

住 所：東彼杵町

氏 名：

連絡先：

地域計画（案）についての意見書

このことについて、令和7年3月6日付け7東彼杵町告示第19号により縦覧に供された地域計画（案）について、下記のとおり意見を提出します。

記

意見の内容